

感染症にかかったときの出席停止について

インフルエンザ等の感染症（感染症の種類等については資料1を参照）と診断され、医師による出席停止の指示があった場合は、医師の診断に従い、十分に休養し、人との接触（友人、知人等）を避けてください。

なお、症状が回復し登校するときは、次のとおり医師が記入した「治癒証明書（感染症の種類、出席停止期間などが明記された書類）」を学生支援課に提出してください。

（最も多い感染症例）

インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）

⇒ 出席停止期間は、発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

.....切り取り線.....

治 癒 証 明 書

広島国際学院専門学校 校長 様

次のとおり、貴校の学生が感染症に罹患して休養していましたが、感染の恐れもなく、集団生活ができる状態になりましたことを証明します。

1 所属・氏名 自動車整備学科・1級自動車整備学科 年 氏名 _____

2 感染症の種類（病名） _____

3 出席停止期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 _____

年 月 日 医療機関名 _____

医 師 名 _____